

北海道告示第 10762 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 30 年 2 月 20 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 10 月 20 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ恵み野Ⅱ

恵庭市恵み野里美 2 丁目 484-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪府中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

株式会社オートバックスセブン 代表取締役 小林 喜夫巳

東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原 2 丁目 19 番 4 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 |
|----------------|----------------|-------------------------------|
| 大和リース株式会社 | 代表取締役 森田 俊作 | 大阪府大阪府中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号 |
| 株式会社オートバックスセブン | 代表取締役 湧田 節夫 | 東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号 |
| 株式会社しまむら | 代表取締役 野中 正人 | 埼玉県さいたま市北区宮原 2 丁目 19 番 4 号 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 | 変更のあ ったもの |
|----------------|-----------------|-------------------------------|--------------|
| 大和リース株式会社 | 代表取締役 森田 俊作 | 大阪府大阪府中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号 | |
| 株式会社オートバックスセブン | 代表取締役 小林 喜夫巳 | 東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号 | (ア) |
| 株式会社しまむら | 代表取締役 野中 正人 | 埼玉県さいたま市北区宮原 2 丁目 19 番 4 号 | |

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 小売業者の氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 |
|----------------|----------------|----------------------|
| 株式会社デンコードー | 代表取締役 井上 恵右 | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地 |
| 株式会社オートバックスセブン | 代表取締役 湧田 節夫 | 東京都江東区豊洲5丁目6番52号 |
| 株式会社しまむら | 代表取締役 野中 正人 | 埼玉県さいたま市北区宮原2丁目19番4号 |
| 未定 | | |

(変更後)

| 小売業者の氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 | 変更のあったもの |
|----------------|-----------------|----------------------|----------|
| 株式会社デンコードー | 代表取締役 岡田 義則 | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地 | (ア) |
| 株式会社オートバックスセブン | 代表取締役 小林 喜夫巳 | 東京都江東区豊洲5丁目6番52号 | (イ) |
| 株式会社しまむら | 代表取締役 野中 正人 | 埼玉県さいたま市北区宮原2丁目19番4号 | |
| 未定 | | | |

(4) 変更の年月日

上記(3)ア(ア) 平成28年6月21日

上記(3)イ(イ) 平成29年6月27日

上記(3)イ(イ) 平成28年6月21日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年9月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部経営支援局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年10月20日(金)から平成30年2月20日(火)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで